

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	認可地縁団体の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	地方自治法 (昭和22年法律第67号)		
根 拠 条 項	<p>(地縁による団体)</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p>		
審 査 基 準	<p>1 地方自治法(以下「法」という。)第260条の2第5項の「第2項各号の要件に該当していると認めるとき」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第260条の2第2項第1号の「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」とは、次の要件に該当するときとする。</p> <p>ア 「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理」は代表的な内容として例示したものであり、この3つの活動を行っていることを要するとか、この3つを行っていれば足りるという意味ではないこと(活動が特定分野のみである場合(スポーツ活動のみとか、芸術活動のみとかが該当)は、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは解されない。)</p> <p>イ 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的」としているかどうかについては、当該団体の規約に掲げられている目的により判断すること。</p> <p>ウ 「現にその活動を行っている」と認められることについては、団体の活動を示す報告書等により確認すること。</p> <p>(2) 法第260条の2第2項第2号の「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とは、次のすべての要件に該当するときとする。</p> <p>ア 区域が、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村の他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であること(例えば、河川、道路等により区域が画されていること。)</p> <p>イ 当該地縁による団体が相当の期間にわたって存在している区域の現況によること(「相当の期間」とは、地縁による団体が当該区域において安定的に存在して</p>		

いると認められる期間をいうものであり、新設の地縁による団体は、「新設」という意味がいまだ活動実績がないという意味であれば、安定的に存在しているとは認められないと解される。)

- (3) 法第260条の2第2項第3号の「相当数」及び「構成員」とは、次の要件に該当するときとする。
  - ア 「相当数」とは、原則として、少なくとも当該区域の住民の過半数が構成員となっていること。
  - イ 「構成員」はあくまでも個人とし、「世帯を単位とする。」「世帯を構成員とする。」等と規約中に記載されていないこと。
- (4) 法260条の2第2項第4号の「規約」は、同条第3項各号に掲げる事項がすべて定められていること。ただし、これ以外の事項が記載されていても差し支えない。
- (5) その他申請の内容が、法令の解釈に照らし不適當でないこと。

#### ○地方自治法

(地縁による団体)

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
  - (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
  - (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
  - (4) 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
  - (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 区域
  - (4) 主たる事務所の所在地
  - (5) 構成員の資格に関する事項
  - (6) 代表者に関する事項
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) 資産に関する事項
- 4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

【その他の基準となる法令、通知等】

○地方自治法施行規則

(地縁による団体が行う申請)

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

標準処理期間	20日（休日を含まない。）
関係法令等	地方自治法第260条の2第2項・第3項・第4項・第5項 地方自治法施行規則第18条
関係文書等	
審査基準設定年月日	平成6年10月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	認可地縁団体の規約の変更の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	地方自治法 (昭和22年法律第67号)		
根 拠 条 項	<p>(規約の変更)</p> <p>第260条の3 略</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>		
審 査 基 準	<p>1 規約変更認可申請には、次の書類を添え審査を受けること。</p> <p>(1) 申請書</p> <p>(2) 規約変更の内容及び理由を記載した書類</p> <p>(3) 当該規約変更を総会で議決したことを証する書類</p> <p>2 地方自治法第260条の2第1項の規定により認可を受けた認可地縁団体の規約は、同法第260条の2第15項において準用する民法第38条第1項の規定により、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>○地方自治法 (規約の変更)</p> <p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○地方自治法施行規則 〔規約変更の認可申請〕</p> <p>第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。</p> <p>4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している</p>		

<p>区域の現況によらなければならない。</p> <p>5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。</p>	
標準処理期間	15日（休日を含まない。）
関係法令等	地方自治法第260条の3 地方自治法施行規則第22条 民法第38条第1項・第2項
関係文書等	
審査基準設定年月日	平成6年10月1日
備考	地方自治法第260条の2第15項の規定において準用する民法第38条の規定により、町長の認可を受ける必要がある。

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	地方自治法 (昭和22年法律第67号)		
根 拠 条 項	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第260条の31 略</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 略</p>		
審 査 基 準	<p>1 地方自治法第260条の2第15項の規定において準用する民法第72条第2項の規定により、規約によって帰属権利者を指定しないとき又はこれを指定する方法を定めなかつたときは、代表者は町長の認可を得て認可地縁団体の目的に似かよった目的のためにその財産を処分することができる。ただし、総会の議決を経ることを要する。</p> <p>○地方自治法 (残余財産の帰属)</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間	総日数 おおむね15日 (休日を含まない。)		
関 係 法 令 等	地方自治法第260条の31第1項 民法第72条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	平成6年10月1日		

備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 処分することができない財産は、町に帰属する。</li><li>2 認可地縁団体の解散事由は、次のとおりである。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 規約に定めた解散事由の発生</li><li>(2) 破産</li><li>(3) 認可の取消</li><li>(4) 総会の議決</li><li>(5) 構成員の欠亡</li></ol></li></ol>
--------	--

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)		
根 拠 条 項	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			



様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	開示請求に対する措置		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		
根 拠 条 項	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>■個人情報の保護に関する法律第78条、第80条及び第81条の規定による。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知るこ</p>		

とが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等を

する場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 2 略

（裁量的開示）

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 第78条の審査基準は、別紙のとおりとする。
- 第80条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、本人に開示することの利益が開示とすることの利益に優越する認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示するものである。
- 第81条に規定する公文書の存否に関する情報の具体的な例としては、捜査機関からの本人についての照会に関する情報、本人の特定の疾病記録に関する情報などが考えられる。

標準処理期間

■鳩山町個人情報の保護に関する法律施行条例第5条による。  
開示請求があった日から14日以内（事務処理上の困難その他正当

	な理由があるときは、開示請求があった日から44日を限度として延長することができる。)
関 係 法 令 等	鳩山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第22号）
関 係 文 書 等	個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）
審査基準設定年月日	令和5年4月1日
備 考	

■第78条第1項第1号関係（個人に関する情報）

・本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

【具体例】

例1) 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

例2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合におけるの当該告発等の情報

■第78条第1項第2号関係（開示請求者以外の個人に関する情報）

・開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

具体的には、以下に該当するものは不開示情報となる。

- (1) 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの
- (2) 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例1) 匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例2) 開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

・開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記(2)の開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）として不開示となる情報から除かれている。

- (1) 法令の規定（※1）により又は慣行として開示請求者が知ることができ（※2）（※3）、又は知ることが予定されている（※4）情報

- (※1) 何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。
- (※2) 慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。
- (※3) 行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）において、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法第78条第1項第2号イに該当するものとして、開示されることとなる。
- (※4) 実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

## (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

### (3) 公務員等（※1）の職及び職務の遂行に係る情報（※2）（※3）

- (※1) 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
- (※2) 公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。
- (※3) 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

### ■第78条第1項第3号関係（法人等に関する情報）

#### ・法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体（※1）に関する情報（※2）又は開示請求者以外の事業を営む個人

の当該事業に関する情報であって、次の(1)又は(2)に該当するものは、不開示情報とされている。

(※1) 株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

(※2) 法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

(1) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利(※1)、競争上の地位(※2)その他正当な利益(※3)を害するおそれ(※4)があるもの

(※1) 信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

(※2) 法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(※3) ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(※4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(2) 行政機関等の要請(※1)を受けて(※2)、開示しない(※3)との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例(※4)として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること(※5)が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(※1) 法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

(※2) 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(※3) 法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(※4) 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

(※5) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の

性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

## ■第78条第1項第6号関係（審議、検討等に関する情報）

### ・審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報（※2）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に（※3）損なわれるおそれ（※4）、不当に（※3）国民の間に混乱を生じさせるおそれ（※5）又は特定の者に不当に（※3）利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（※6）がある情報は、不開示情報となる。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（※2）国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

（※3）審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

（※4）開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

（※5）未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

（※6）尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

### ・不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つ



の政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

## ■第78条第1項第7号関係（事務又は事業に関する情報）

### ・事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（※2）があるものとして(1)から(7)までに示す情報は、不開示情報とされている。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（※2）当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

【その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例】

例) 同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(1) 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全（※1）が害されるおそれ（※2）、他国若しくは国際機関（※3）との信頼関係が損なわれるおそれ（※4）又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ（※5）

（※1）国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

（※2）国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の

有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

- (※3) 「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（AP EC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- (※4) 他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- (※5) 他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- (※6) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

(2) 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防（※1）、鎮圧（※2）又は捜査（※3）その他の公共安全と秩序の維持（※4）（※5）に支障を及ぼすおそれ

- (※1) 罪の発生を未然に防止することをいう。
- (※2) 犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (※3) 捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。
- (※4) 刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これ

に含まれる。

- (※5) 開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生じるおそれのある情報もこれに含まれる。

**(3) 監査(※1)、検査(※2)、取締り(※3)、試験(※4)又は租税の賦課若しくは徴収(※5)に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ(※6)又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ**

- (※1) 主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- (※2) 法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (※3) 行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (※4) 人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (※5) 租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (※6) 同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

**(4) 契約(※1)、交渉(※2)又は争訟(※3)に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(※4)**

- (※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (※3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (※4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認めら

れるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	訂正請求に対する措置		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		
根 拠 条 項	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>■個人情報保護に関する法律(以下「法」という。)第90条及び第92条の規定による。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第127条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>■法第92条の「訂正請求に理由がある」とは、法第90条第1項の「自己を本人とする保有個人情報(略)の内容が事実でないと思料するとき」をいう。したがつて、訂正の対象となるのは、住所、氏名、性別、年齢、家族構成、日時、金額、面積等の客観的事実の記録であり、評価、判定等の価値判断を伴うもので、正誤の判断が客観的にできないものは対象外となる。ただし、事実誤認に基づく評価、判定等に関する部分は対象となる。</p>		

標準処理期間	開示請求があった日から30日以内（事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。）（法第94条第1項及び第2項）
関係法令等	
関係文書等	個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）
審査基準設定年月日	令和5年4月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	7	処理機関(所管課)	総務課
許 認 可 等 の 種 類	利用停止請求に対する措置		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		
根 拠 条 項	<p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>※本条の保有個人情報のうち、特定個人情報に係る情報提供等記録については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) 第31条第1項により適用除外</p>		
審 査 基 準	<p>■個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) 第98条、番号法第30条第1項の規定による読替え後の法第98条及び法第100条の規定による。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると          思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止 (以下この節において「利用停止」という。) に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求 (以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。) をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。</p> <p>【(特定個人情報関係) 番号法第30条第1項による読替え】</p>		

(利用停止請求権)

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 略

3 略

(保有個人情報の利用停止義務)

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

※法第100条の保有個人情報のうち、特定個人情報に係る情報提供等記録については、番号法第31条第1項により適用除外

■法第100条の「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条に規定する、「自己を本人とする保有個人情報」が次のとおり取り扱われているときをいう。

- 1 法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき
- 2 法第63条の規定に違反して取り扱われているとき
- 3 法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき
- 4 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき（※保有特定個人情報を除く。）
- 5 番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき（※情報提供



等記録を除く保有特定個人情報に限る。)

- 6 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき (※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限る。)
- 7 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき (※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限る。)
- 8 法第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき (※保有特定個人情報を除く。)

■法第98条第1項第1号関係 (保有個人情報の利用に係る停止等)

本号に該当するのは、法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているときである。本号の場合は、実施機関が当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有しているため、これ以上の利用を行わない「利用の停止」の請求のほか、保有しないこととする「消去」の請求もすることもできる。

■番号法第30条第1項による読替え後の法第98条第1項第1号関係 (保有特定個人情報の利用に係る停止等)

本号に該当するのは、法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第69条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録されているときである。

■法第98条第1項第2号関係 (保有個人情報の提供に係る停止)

本号に該当するのは、法第69条第1項及び第2項又は法第71条の規定に違反して外部提供をしている場合である。本号の場合は、実施機関に対して「提供の停止」を請求することはできるが、提供した個人情報の回収は含まれない。

■番号法第30条第1項による読替え後の法第98条第1項第2号関係 (保有特定個人情報の提供に係る停止)

本号に該当するのは、番号法第19条 (特定個人情報の提供の制限) の規定に違反して外部提供をしている場合である。本号の場合は、実施機関に対して「提供の禁止」を請求することはできるが、提供した個人情報の回収は含まれない。

標準処理期間	開示請求があった日から30日以内 (事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。) (法第102条第1項及び第2項)
--------	--

関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）
審査基準設定年月日	令和5年4月1日
備 考	